

議第 1 2 1 号

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 6 年度における夏季休暇の期間の特例）

- 4 令和 6 年度における別表第 2 第 1 9 号の規定の適用については、同号中「1 0 月」とあるのは、「1 2 月」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨による災害を受け、令和 6 年度における夏季休暇の取得可能期間を 1 2 月まで延長するため、所要の改正を行うものである。